森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加者の指名基準

（平成27年３月30日 森保第1727号）

【沿革】令和元年９月３日付け森保第490号、令和元年９月13日付け森保第527号、令和４年３月８日付け森保第1484号一部改定

（趣旨）

第１　この基準は、森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札及び随意契約事務処理要領第３の規定よる入札参加者の指名に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業　森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成18年岩手県告示第786号。以下「規程」という。）第２条第１項に規定する事業をいう。

(2) 広域振興局等　広域振興局林務担当部、農林振興センター、林務室及び岩泉林務出張所をいう。

(3) 事務処理要領　森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札及び随意契約事務処理要領をいう。

（指名の基本方針）

第３　指名は、原則として事業場所と入札参加資格者の入札参加を希望する事業地域が合致しているものの中から、森林整備事業の種類や作業種に応じて公平かつ適切に10者を指名することを基本とする。ただし、資格者が10者に満たない場合等やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（資格者の選定）

第４　資格者の選定に当っては、第３に掲げる基本方針を踏まえつつ、次の事項について勘案し選定することを原則とする。

(1) 過去３年間の施工実績を有するもの

(2) 過去３年間の平均事業成績が良好なもの

(3) 広域振興局等の管内に営業所（支店・支所含む）を有するもの

(4) 広域振興局等の管内に隣接する市町村に営業所（支店・支所含む）を有するもの

（非指名）

第５　次の各号の一に該当する資格者を指名してはならない。

(1) 対象事業の指名通知日において、事務処理要領の第８に基づく指名停止を受けている者

(2) 次に該当する不正又は不誠実な行為があると認められる者

ア　事業において、契約書に基づく事業関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等の状態が対象事業の指名通知日まで継続しており、請負契約等の履行が不誠実であること。

イ　事業について、一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制について、関係行政機関からの情報により受注者の下請契約関係が不適切であることが明確であり、かつ、その状態が対象事業の指名通知日まで継続していること。

ウ　暴力団員が実質的に経営を支配する法人又は個人であること。

エ　県営建設工事に係る指名停止等措置基準の措置要件に該当し、指名停止等の措置の手続きのいとまがない場合であること。

(3) 対象事業の指名通知日において、手形交換所による取引停止処分、主要取引銀行からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者

(4) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導に対する改善が行われておらず、安全管理の状況が受注者として不適当であると認められる者

(5) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の指名通知日の直前に事業事故、不正行為その他不誠実な行為があり、受注者として不適当であると認められる者

附　則

この基準は、平成27年４月１日から適用する。

附　則（令和元年９月３日森保第490号）

この基準は、令和元年９月４日から適用する。

附　則（令和元年９月13日森保第527号）

この基準は、令和元年９月14日から適用する。

附　則（令和４年３月８日森保第1484号）

この基準は、令和４年４月１日から適用する。